

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成２６年４月１日より消費税率が引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和７年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 67,993千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 655,067千円

（単位：千円）

事業区分名		令和７年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	
民生費	社会福祉費	363,871	32,585	331,286	184,248	0	320	146,718	15,229
	老人福祉費	345,000	54	344,946	25,968	0	37,029	281,949	29,265
	児童福祉費	282,321	34,988	247,333	158,655	0	185	88,493	9,185
保健衛生費	保健衛生費	221,738	53,910	167,828	23,921	0	6,000	137,907	14,314
合計		1,212,930	121,537	1,091,393	392,792	0	43,534	655,067	67,993

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は一般財源の比率に応じて按分